

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2024年9月4日提出
【ファンド名】	明治安田欧州株式ファンド
【発行者名】	明治安田アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中谷 友行
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町二丁目3番2号
【事務連絡者氏名】	植村 吉二
【連絡場所】	東京都千代田区大手町二丁目3番2号
【電話番号】	03-6700-4111
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【提出理由】

内国投資信託 明治安田欧州株式ファンド（以下「当ファンド」ということがあります。）および当ファンドが主要投資対象とする「明治安田欧州株式マザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）」につきまして、運用の基本方針の変更にかかる投資信託約款の変更が決定しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項に基づく特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第3号の規定に従い、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

イ．変更の内容についての概要

当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドにおいて、ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド（以下「ニュートン社」ということがあります。）との運用指図に関する権限の委託契約を解除し自社による運用とすべく投資信託約款の変更を行うものです。これに伴い、当ファンドについても所要の変更を行うとともに、信託報酬率の引き下げを行うものです。

< 投資信託約款に係る新旧対照表 >

追加型証券投資信託

明治安田欧州株式ファンド

投資信託約款

下線部は変更部分を示します。

新	旧
<p>(信託報酬等の総額)</p> <p>第46条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第43条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の130の率を乗じて得た額とします。</p> <p>、 略</p> <p>(削除)</p>	<p>(信託報酬等の総額)</p> <p>第46条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第43条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の170の率を乗じて得た額とします。</p> <p>、 略</p> <p>委託者は第19条の2第1項に規定する親投資信託の運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬を、第1項の委託者が受ける報酬から、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日のときは、その翌営業日を6ヵ月の終了日とします。）および毎計算期末、または信託終了から起算して5営業日目までに支払うものとします。報酬額は純資産総額に対し、以下の通り算出した額とします。</p> <p>1. 「明治安田欧州株式マザーファンド」の平均純資産総額が100億円以下の場合、年10,000分の50を乗じて得た金額のうち当ファンドに係る金額。</p> <p>2. 「明治安田欧州株式マザーファンド」の平均純資産総額が100億円超の場合は、次の通り按分し算出して得た金額のうち当ファンドに係る金額を合計したものとします。</p> <p>マザーファンドの平均純資産総額100億円以下に対応する部分は、年10,000分の50</p> <p>マザーファンドの平均純資産総額100億円超に対応する部分は、年10,000分の45</p> <p>(注) 平均純資産総額は、毎計算期間を最初の6ヵ月間と後半の6ヵ月間に区分し、それぞれの期間における毎日の信託財産の純資産総額を合計した金額を当該運用日数（休日を含む）で除したものとします。</p>

親投資信託
 明治安田欧州株式マザーファンド
 運用の基本方針

下線部は変更部分を示します。

新	旧
<p>2. 運用方法 (2) 投資態度 略 <u>MSCIヨーロッパ指数採用銘柄を対象とし、当社独自のマルチファクターモデルに基づき個別銘柄を多面的に評価し、その評価情報を効率的に反映させてポートフォリオを構築します。</u> 略 <u>(削除)</u> ~ 略</p>	<p>2. 運用方法 (2) 投資態度 略 <u>グローバルな産業、市場、経済動向の分析、把握をベースに、産業および株式分析チームの調査や市場動向、テーマ性を勘案のうえ、欧州株式市場の中から、持続的な競争力優位を有する銘柄を厳選し、分散投資に配慮しつつ総合的にポートフォリオを構築します。</u> 略 <u>欧州主要国の株式等の運用指図に関する権限は、ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッドに委託します。</u> ~ 略</p>

投資信託約款

下線部は変更部分を示します。

新	旧
<p>(運用の権限委託) <u>第12条 (削除)</u></p>	<p>(運用の権限委託) <u>第12条 委託者は、運用の指図に関する権限のうち次にに関する権限を次の者に委託します。</u> <u>欧州主要国の株式等の運用</u> <u>ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド</u> <u>Newton Investment Management Limited</u> <u>Queen Victoria Street London</u> <u>前項の委託を受けた者が受ける報酬は、この信託を投資対象とする証券投資信託の委託者が、当該証券投資信託に係る信託報酬のうち当該委託者が受ける報酬から支弁するものとします。</u> <u>第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けたものが、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。</u></p>

□ . 当該変更の年月日

2024年10月1日